平成２９年（フ）第１３５５号
京都市山科区東野舞台町10番地５
債務者　細川　勝子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　貴晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１３号
京都市南区西九条東島町61番地１　スワンズ京都油小路308
債務者　吉川　栄一
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三上　了資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３９号
長崎県長崎市中新町13番18号
債務者　石川千佳子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植木　博路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月30日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３５号
北海道旭川市忠和６条７丁目１番２号　ヒロコーポ102
債務者　野々村和洋
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後４時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０８号
名古屋市北区八代町２丁目85番地　サンシャトーレ３Ｃ号、従前の住所名古屋市北区楠５丁目505番地の10
債務者　河原塗装こと　河原　則男
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　匡崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４８号
宮崎県西都市大字妻904番地３
債務者　黒木奈都美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
岐阜県大垣市郭町東２丁目77番地
債務者　大原和子こと　ＰＡＲＫ　ＢＯＫ　ＲＹＵＮ　朴　　福連
1　決定年月日時　平成30年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成３０年（フ）第２４号
茨城県水戸市元吉田町1652番地の１
債務者　平賀　浩一
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤英一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第１６５号
札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条2602号、住民票上の住所札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条1704号
債務者　己斐　幹生
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６６号
札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条2602号、住民票上の住所札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条1704号
債務者　己斐　清子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６７号
札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条2602号、住民票上の住所札幌市中央区南３条東３丁目８番地　ラフィネタワー札幌南３条1704号
債務者　己斐　恵斗
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２７５号
札幌市白石区平和通７丁目南５番１号　公益社団法人北海道勤労者医療協会　老人保健施設柏ヶ丘、住民票上の住所札幌市手稲区前田10条15丁目７番１号　メゾンパークスＡ－101号
債務者　遠藤　芳夫
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細井　三輪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６号
秋田県山本郡三種町芦崎字追泊99番地
債務者　畠山　定信
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第７１号
埼玉県入間市大字南峯334番地１　サンライズ101
債務者　須間　愛理（旧姓堀口）
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２３号
北海道留萌市南町３丁目42番地の４
債務者　橋詰　　博
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０２号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2207－５　コーポＹ　102号室、旧住所長崎県長崎市京泊１丁目10番18号
債務者　川口　瑞穂
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西由紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係